

議案第58号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る報告書の提出について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る報告書について、下記のとおり、上尾市議会に提出するとともに、公表する。

平成23年11月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野栄二

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 報告書 | 別冊「上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」のとおり |
| 2 市議会提出日時 | 平成23年12月12日（月曜日） |
| 3 報告書の公表 | 上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎1階 情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市Webサイトに掲載し、公表する。なお、公表の開始日は、平成23年12月13日（火曜日）からとする。 |

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づき、「上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。